

福祉保健部		随意契約件数		3件		金額		17,955,960 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由		地方自治法施行令 適用条項
1	県民健康増進課	大分県リハビリテーション支援センター委託業務	令和7年4月1日	大分県由布市湯布院町大字川南252	独立行政法人 地域医療機能推進機構 湯布院病院	2,492,000 円	①本業務は、地域リハビリテーション連携体制の維持及びリハビリテーションに関わる新たな課題に取り組むため、研修の企画及び実施に関する業務を行うものである。 ②これを行うためには、地域リハビリテーションの専門的な知識や技術が必要である。 ③上記の知識や技術を有する者は独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2	こども・家庭支援課	令和7年度大分県母子・父子福祉センターの管理に関する年度協定	令和7年4月1日	大分県大分市大津町2丁目1番41号	一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会	6,587,000 円	①本業務は、大分県母子・父子福祉センターの管理を行うものである。 ②これを行うためには、大分県母子・父子福祉センターの管理に関する基本協定に基づく指定管理者である必要がある。 ③大分県母子・父子福祉センターの管理に関する基本協定に基づく指定管理者は、一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3	障害福祉課	令和7年度大分県障害福祉サービス事業所共同受注センター運営業務委託	令和7年4月1日	大分県大分市志手3組-2 エデンビュウ志手B棟	一般社団法人おおいた共同受注センター	8,876,960 円	①本業務は、県下の障がい福祉サービス事業所等においた共同受注センターへの加入を呼びかけるとともに、共同受注体制の確立、製品等の広報活動を行うものである。 ②共同受注体制には県内の就労継続支援A・B型事業所を対象としているため、事務局は、それぞれの事業所等の現状及び事業所を利用する障がい者の特性を把握しておかなければならない。このため、大分県における共同受注に関する業務を適切に実施するためには、経営知識を有するとともに事業所等の実態に通じた団体に委託することが適当である。 ③県内の障害者就労支援施設の共同受注窓口は一般社団法人おおいた共同受注センターのみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号